

1 生命保険料控除

1月～12月に払い込んだ保険料に応じた一定の額が、所得税と住民税の課税対象となる所得から控除される制度です。これにより「所得税」と「住民税」が軽減されます。

(1)適用となる制度について

- 2012年1月1日から生命保険料控除制度の改正が行われており、中途付加した特約種類に応じて、適用となる生命保険料控除が異なります。

中途付加した特約種類	特約の生命保険料控除
無配当災害特約(4種類)	生命保険料控除の対象外(※)
無配当傷害医療特約(4種類)	
無配当総合医療特約(4種類)	介護医療保険料控除の対象
無配当先進医療特約(無解約返戻金型)	

(※)ただし、2011年以前にご契約し、2012年以降に無配当疾病傷害入院特約、または無配当総合医療特約(4種類)、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)が中途付加されたことがない基本契約に中途付加する場合は、2011年以前の制度が適用され、生命保険料控除の対象となりますので、すでにご提供しているご契約のしおり・約款をご確認ください。

(2)介護医療保険料控除の概要について

- 生命保険料控除には、「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」の3つの控除があります。
- 疾病などに起因して保険金などが支払われる特約(無配当総合医療特約(4種類)、無配当先進医療特約(無解約返戻金型))は、介護医療保険料控除の対象になります。
- 身体の傷害のみに起因して保険金などが支払われる特約(無配当災害特約(4種類)、無配当傷害医療特約(4種類))は、生命保険料控除の対象外になります。

対象契約	●納税者本人が保険料を払い込み、かつ、保険金受取人のすべてが「本人」、「配偶者」または「その他の親族」である生命保険契約(保険期間が5年未満など一部の契約は対象外です。)
対象保険料	●1年間(1月～12月)に払い込んだ保険料の合計額(年間正味払込保険料)となります。

<p>生命保険料控除の手続き</p>	<p>①当社から「保険料払込証明書」①を毎年発行します。</p> <p>②生命保険料控除を受けるためには「申告」が必要です。</p> <p>〈給与所得者の方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年末調整の際、「保険料控除申告書」に「保険料払込証明書」を添付して勤務先に提出してください。 ●保険料が団体払込みのときで、1年間に払い込んだ保険料の総額などを勤務先で確認できる場合は、「保険料払込証明書」の発行はしません。 <p>給与の年収額や給与以外の所得が一定の額を超える場合などには、確定申告が必要です。</p> <p>〈給与所得者以外の方(申告納税者)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●確定申告の際、「確定申告書」に「保険料払込証明書」を添付して所轄の税務署に提出してください。 																				
<p>生命保険料控除額</p>	<p>●次のとおり年間の所得金額から控除されます。</p> <p>〈所得税〉</p> <table border="1" data-bbox="400 831 1177 1021"> <thead> <tr> <th>年間正味払込保険料</th> <th>控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000円以下のとき</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>20,000円を超え40,000円以下のとき</td> <td>(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超え80,000円以下のとき</td> <td>(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円を超えるとき</td> <td>一律 40,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈住民税〉</p> <table border="1" data-bbox="400 1070 1177 1261"> <thead> <tr> <th>年間正味払込保険料</th> <th>控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下のとき</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>12,000円を超え32,000円以下のとき</td> <td>(年間正味払込保険料×1/2)+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円を超え56,000円以下のとき</td> <td>(年間正味払込保険料×1/4)+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円を超えるとき</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間正味払込保険料	控除金額	20,000円以下のとき	全 額	20,000円を超え40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円	40,000円を超え80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円	80,000円を超えるとき	一律 40,000円	年間正味払込保険料	控除金額	12,000円以下のとき	全 額	12,000円を超え32,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2)+6,000円	32,000円を超え56,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4)+14,000円	56,000円を超えるとき	一律 28,000円
年間正味払込保険料	控除金額																				
20,000円以下のとき	全 額																				
20,000円を超え40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2)+10,000円																				
40,000円を超え80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4)+20,000円																				
80,000円を超えるとき	一律 40,000円																				
年間正味払込保険料	控除金額																				
12,000円以下のとき	全 額																				
12,000円を超え32,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/2)+6,000円																				
32,000円を超え56,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×1/4)+14,000円																				
56,000円を超えるとき	一律 28,000円																				

 ①参照

保険料払込証明書の再発行が必要な場合は、最寄りの郵便局(簡易郵便局は除きます)、当社 Web サイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)、またはご契約者さま向け Web サービス「マイページ」にてお手続きください。なお、「マイページ」で手続きをされる場合は、あらかじめ利用登録(無料)が必要です。「マイページ」の利用に関する注意点など、詳しい内容は当社 Web サイトでご確認ください。

(3) 基本契約の生命保険料控除について

- 基本契約が特約の中途付加前に「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の対象であった場合、特約の中途付加後もそれぞれ「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の対象になります。

 **ご注意**

- 2018年12月現在に適用される税制に基づき記載しています。今後、税制が変わる場合もあります。一般的な税務の取り扱いを記載しているものであり、実際の取り扱いは、個々の状況によって異なる可能性もあります。
- 詳しくは、所轄の税務署などに確認してください。